

宮古市立千徳小学校「いじめ防止基本指針」

令和7年度改訂版

1 いじめ防止基本計画策定の目的

いじめの防止のためには、教師と児童、教師と保護者、児童同士のより良い人間関係を基盤に、心の通い合う教育実践をより一層充実させ、学校が一丸となって取り組む必要がある。

本校では、いじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、関係機関と相互に連携し、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進していくため、いじめ防止対策推進法に基づき、宮古市立千徳小学校いじめ防止基本指針を策定する。

2 いじめ問題に対する基本的な考え

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ防止と解決のために、全職員の問題として、情報交換、共有を心がけ組織的に対応していく。また、常に児童の日常にきめ細かに目を配り、いじめの兆候を見逃さず迅速かつ慎重に進めていくようにする。

3 いじめ問題に対する基本的な方向性

いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるという認識の下、以下の4点を柱にいじめの早期発見、早期対応、被害拡大の防止に努めていく。

- ① いじめを見逃さない、許さない学校、学級づくりに努める。
- ② 温かな人間関係を基盤とした安心・安全な学校、学級づくりに努める。
- ③ 教職員全体で共通理解し、組織的対応と指導力の向上に努める。
- ④ 保護者、地域、関係機関と連携して取り組む。

4 いじめの未然防止

いじめを見逃さない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめ問題を自分たちの問題ととらえられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

(1) 「わかった」「できた」を実感できる授業の充実

- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- ・交流し合う活動を充実させ、学びを実感させるとともに互いのよさを認め合えるようにする。
- ・少人数指導、個別指導によるきめ細かな支援を充実させる。

(2) 生徒指導の充実

①周りとうまくかわり、思いやりのある言動ができるようにする。(重点課題)

- ・「あいさつの習慣化」と「よい子のくらし」の励行に努める。
- ・基本的生活習慣の形成と学習規律の確立を図る。
- ・一人一人が活躍できる学級集団づくりに努める。

②児童理解等の校内研修を充実させる。

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等の周知、共通理解を図る。
- ・生徒指導研修会を開催し、具体的なスキルの習得に努める。
- ・教育相談体制を整備（個別、スクールカウンセラー）し、情報収集に努める。
- ・くらしについてのアンケートを実施し、児童の状況を把握する。

(3) 道徳教育の充実

〇いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・「思いやり・親切」を重点に道徳の時間の指導を充実させる。
- ・「礼儀・公德心・規則の尊重」などを重点に、他人の気持ちを共感的に理解できる態度を養う。

(4) 特別活動等の充実

- ・教育活動全体で行う豊かな体験の場を生かし、自他の存在を認め合えるようにする。
(縦割り班活動・宿泊体験・奉仕的な活動など)
- ・教育活動全体を通じ、児童が活躍できる場を設け、自己有用感を高める。
- ・困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高める。

(5) 保護者や地域との連携強化

- ・いじめ情報など、常に児童の状況把握に努め、いじめ対策にいかす。
- ・連絡帳や電話などによる情報を全職員で共有し、些細な兆候にも目を配る。
- ・いじめ対策の取り組みを文書等で啓蒙する。

(6) ゲーム、インターネット上のいじめの防止について

- ・千小メディアルールを家庭へ周知し、協力をお願いする。また、継続的に児童へ指導をする
- ・情報モラル年間指導計画に従い、児童への情報モラル教育を行うとともに、保護者等への啓発活動を推進する。
- ・携帯電話・スマートフォン・インターネット・SNS等の適切な利用を促すための児童及び家庭が主体となったルールづくりを推進する。

5 いじめの早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- | |
|---|
| ア) 教職員による観察や情報交換
児童のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。 |
| イ) 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
児童の生活実態について、定期的なアンケートや教育相談等、きめ細かな把握に努める。 |
| ウ) 教育相談体制の整備
校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができるように、教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーなど、学校内外の専門家の活用を図る。 |
| エ) 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口について、周知や広報を行う。 |

6 いじめに対する組織的対応

(1) いじめの発見・通報を受けた時の基本的対応

いじめに関する兆候や情報を得た時には、次のような対応を基本として迅速に対応する。

情報を抱えることなく複数の教員で的確に関わり、情報を共有する。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 問題を軽視することなく、積極的に認知する。 |
| ② 学年主任や生徒指導部長、主幹教諭に概要を伝え、管理職に報告・相談する |
| ③ 対応の仕方について協議し、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催する |
| ④ 教職員の役割分担を明確にして、指導・支援体制を組む。 |
| ⑤ 早期解決に向け、保護者や地域関係者、関係機関と協力体制を組む。 |
| ⑥ 被害児童を第一優先として、関係児童や保護者へ対応する。 |
| ⑦ 状況を確認しつつ、解決への取り組みを進める。 |

(2) 関係する児童、保護者に対する解決に向けての対応

解決に向けて事実確認を行い、関係する児童、保護者に対して次のような指導、助言を行う。

ア) いじめられた児童又はその保護者への支援 ～いじめから守りぬく姿勢～

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・「あなたが悪いのではない。」と、児童へはっきり伝える。・家庭訪問等により、迅速に保護者に伝える。・いじめられた児童の安全確保を図る。・いじめられた児童生徒が安心して生活できる支援体制及び環境を整える。 |
|--|

イ) いじめた児童への指導又はその保護者への助言 ～毅然とした対応～

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。・保護者へ協力を求め、継続的な助言も行う。・自らの行為を自覚させる。・いじめの背景にも目を向け、プライバシーに配慮して以後の対応を行う。・一定の教育的配慮の下、毅然とした対応をする。 |
|--|

ウ) いじめが起きた集団への働きかけ ～知らせる勇気と許さない決意～

- ・ いじめを見ていた児童へは、自分の問題として捉えさせる。
- ・ 誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ 同調していた児童に、いじめに加担していたことになることを理解させる。
- ・ いじめは絶対に許さないことを話し合う。
- ・ 集団の一員として、互いを尊重し、認め合う学級集団を目指すことを再確認する。

(3)再発防止

- ア) どのような場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を行い、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。
- イ) いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解解を図り、協力して対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。
- ウ) 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらおうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

(4)校内体制

ア) 組織

「いじめ対策委員会」をいじめ防止対策推進法第 22 条に基づいて設置する。

イ) 構成メンバー

校長・副校長・主幹教諭・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者等）によって構成する。

ウ) 目的

- ・ いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正を行い、解決への方向性を示す。
- ・ いじめの相談・通報の窓口の役割を担う。

エ) 令和 7 年度年間計画

4 月	学校基本方針の確認（職員会議・PTA総会）
5 月	ハイパー Q-U の実施
6 月	校内アンケートの実施① 教育相談
7 月	いじめ実態把握① いじめ対策委員会及び校内研修会 1 学期末保護者面談
8 月	市教委への報告（1 学期分）
9、10 月	児童観察、Q-U の実施
11 月	校内アンケートの実施② 保護者アンケートの実施 教育相談
12 月	いじめ実態把握② いじめ対策委員会及び校内研修会 2 学期末保護者面談
1 月	市教委への報告（2 学期分）
2、3 月	校内アンケートの実施③ 教育相談 いじめ実態把握③ 市教委への報告（3 学期分：次年度 4 月）

※ 教育相談・いじめ対策委員会は随時実施

※ タブレットを用いて隔週（ロイロノート→宮古市先生のみ→）（タブレット による「相談希望調査」に取り組む。

オ) 記録の保存

- ・保存期間は、小学校在籍6年間及び卒業後3年間とする。
- ・保存する記録は、主に次の文書等とする。
いじめ個票、いじめアンケート、くらしのアンケート、指導記録等
※保存する記録は、いじめの訴えのあったもののみとする。
- ・保存方法は、電子データと紙媒体とし、児童及び保護者アンケートについては原本を生徒指導個人ファイルに保存すること。
※卒業生については、卒業生用ファイルに保存する。（令和元年度より）

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条第1項「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められものである。以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときも同様である。

(2) 対応

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① | 重大事態の発生 |
| ② | 市教育委員会に重大事態の発生を報告する。 |
| ③ | 市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。 |
| ④ | 市教育委員会の指導、助言のもと対応にあたる。 |
| ⑤ | 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。 |
| ⑥ | 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。 |
| ⑦ | いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。 |
| ⑧ | 調査結果を市教育委員会に報告する。調査結果を踏まえ必要な措置をとる。 |